資料１

葵セントラル病院の移転について

１ 背景

新たに病床を整備する医療機関を把握した場合については、地域医療構想推進委員会において、以下のとおりその内容を共有することとされている。

〇地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について（通知）

＜令和３年５月１１日付け愛知県保健医療局長通知＞

３．新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応について

（１）新たに病床を整備する医療機関を把握した場合

医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第7の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

２ 移転の内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 病院名 | 医療法人葵葵セントラル病院 |
| 現所在地 | 岡崎市中田町４－５ |
| 新所在地 | 岡崎市中田町７－７ |
| 開設者 | 医療法人葵 |
| 移転日  （新病院の開設予定年月日） | 令和３年９月１日（予定） |
| 病床数 | 総数　３０　（内訳：一般　３０） |

・病院建物を新築するために隣接地に移転する。

・「開設の場所」以外の変更はない。病床数、病床種別についても変更なし。

・医療法の手続きとしては既存病院の廃止及び新病院の開設となる。